

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

令和 年 月 日 長野原町長 あて					給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号					
						個 人 番 号							
						連絡者の係・氏名・電話番号	係	氏名	電話	() -			
給 与 所 得 者					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以後、退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(予定)
フリガナ		円	円	円								円	円
氏 名	(旧姓)	月分	月分	月分								月分	月分
旧 住 所	(1月1日現在の住...必ず記入願います)	月分	月分	月分								月分	月分
現 住 所	電話() - 番												

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄も記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額		市区町村記入欄	月割額		退職者の未徴収税額については一括徴収の方法にご協力ください。			
1.異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2.異動が令和 年1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため				支払予定日ごとの徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)		6 月 分	7 月分以降				
一 括 徴 収 で き な い 理 由				円	円					1.現年度	2.新年度	3.両年度
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため 2.令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため 3.死亡による退職であるため				円						一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分)で納入します。		

転勤等による特別徴収届出書(欄外の注意書きを参照してください。)

月割額	円	給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号		
月分から徴収 し納入する。	フリガナ				連絡者の係・氏名・電話番号	係	
	氏 名					氏名	
	代表者の職氏名印		印			電話	() - 番
給与の支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称		経理責任者氏名			

(注1) 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。

(注2) 転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませた上、1月1日現在の所在地(課税地)の市区町村長に送付してください。

(注3) 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

(注4) 「 」印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 長野原町長 あて	給【特別徴収義務者】	所在地 (住所)	〒 —	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 (氏 名)		担当者	係	
					氏 名	
					電 話	内線 ()
		代 表 者 の 氏 名 ・ 印	⑩			

		変 更 年 月 日 令和 年 月 日	
項 目	変 更 前		変 更 後
フリガナ			
所在地 (文書送付先)	〒 —		〒 —
フリガナ			
方 書 (ビル名等)			
フリガナ			
名 称 (氏 名)			
電 話	() —		() —
備 考 (合併・閉鎖等)			

※ 所在地・方書・名称には、誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

特別徴収に係る給与所得者新規申出書

令和 年 月 日 長野原町長 あて	給【特別徴収義務者】 与 支 払 者	所 在 地	〒 ー	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		(フリガナ) 名 称		担当者	係	
					氏名	
		代表者の 職氏名印	(印)		電話	

次の者について特別徴収を希望します。

住 所 : 長野原町

氏 名 : _____

生 年 月 日 : 大正・昭和・平成 年 月 日

普通徴収税額 : _____ 円

納 付 済 額 : _____ 円 (第 _____ 期分まで)

(注意事項)

1. 特別徴収の手続きがされていない方（普通徴収で課税されている方）を新たに特別徴収に切り替えたい場合は、この用紙を使用して届け出をしてください。
2. 毎月15日（必着）までにこの申出書を提出していただければ、翌月の給与から特別徴収することができます。
（例えば、6月15日の申出により、7月分（8／10納期）から特別徴収）
3. 申し出時に、すでに納期を過ぎている個人納付分については、原則として特別徴収に切り替えられませんので、速やかに納付するよう個人にご指導ねがいます。